

関西広域救急医療連携計画の概要

関西広域救急医療連携計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

関西の府県域を越えた広域救急医療連携の更なる充実に向け、関西広域連合及び構成府県の取り組みを定め、「関西の安全・安心」の実現に資するために策定する。

2. 計画期間

平成24年度から平成26年度（※必要に応じ所要の見直しを行う）

関西広域救急医療連携計画の概要

第1章：計画の基本的事項

- 1 わかりやすく、具体性のある計画
- 2 進化・成長する計画
- 3 東日本大震災における課題等を踏まえた計画

第2章：目指すべき将来像

- 1 基本理念：「安全・安心の医療圏“関西”」の実現
- 2 関西が目指す将来像(概ね5年先を展望した「広域救急医療体制」の将来像)
各府県の「3次医療圏」を越えた、新たな概念となる「4次医療圏・関西」を構築
 - ①いつでも、どこでも安心医療「関西」
 - ②ひろがる安心医療ネットワーク「関西」
 - ③「助かる命を助ける」しっかり医療「関西」

第3章：広域救急医療体制の充実に向けた取組み

- 1 関西における救急医療体制の充実
 - (1) 構成府県における課題
 - ①医師及び看護師の確保・養成
 - ②救急医療体制の充実強化
 - ③普及啓発の取組強化
 - ④災害時における医療提供体制の充実強化
 - (2) 今後の取組検討事項について
 - ①広域的ドクターヘリの配置・運航
 - ②広域災害医療体制の整備
 - ③高度専門分野における医療連携体制の整備
 - ④医師、看護師等の人材育成及び確保等
- 2 本計画に盛り込む項目
喫緊の課題であり、かつ広域的な取組みにより高い効果が期待される項目を検討

- ・ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
- ・災害時における広域医療体制の整備・充実

第4章：ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実

- 1 広域的ドクターヘリの配置・運航体制の仕組みづくり
 - (1) 既存ドクターヘリによる運航体制の構築
 - ・当面「京都・兵庫・鳥取」、「大阪」、「和歌山」、「徳島」の4機による体制を構築
 - ・関西広域連合が主体となった一体的な運航体制を構築するため、「大阪府」及び「徳島県」ドクターヘリを「平成25年度」を目途に広域連合へ事業移管
 - ・大阪府ヘリは「京都南部」、徳島県ヘリは「淡路島」へ運航拡大
 - (2) 相互補完体制の構築
 - ・重複要請等に対応するため、「消防単位」毎にヘリの要請順位や手順を定める
 - (3) 近隣県ドクターヘリ等との連携
 - ・「近隣県ドクヘリ」やドクヘリ機能を有する「消防防災ヘリ」等との連携を推進
 - ・自衛隊ヘリとの連携についても今後、調査検討を行う

関西広域救急医療連携計画の概要

2 将来的な配置構想

(1) 救命率の観点からの理想的な運航範囲

- ・救命効果が高い「30分以内」に初期治療を行える救急医療体制の構築を図るため、基地病院から「70km程度」を基本として将来の配置案を検討

(2) 効果的な配置の考え方

- ・将来配置は、需要動向や地域の人口、医療資源などを勘案し、最適な運航体制について引き続き検討を行い、平成28年度を目途に取り組みを進める。

<配置構想案>

- ・未整備地域である「兵庫県南部（播磨地域）」に追加配備
- ・「30分以内での救急搬送体制の確立」、「補完体制の充実」を図るため、滋賀県全域及び京都府南部を運航範囲とする「京滋地域」に追加配備を行う

3 運航経費に係る負担の考え方

(1) ドクターヘリ事業に係る経費

- 1機当たり約2億円（厚生労働省「ドクターヘリ導入促進事業の基準額」）

(2) 将来的な経費負担の考え方

- ・公平性、透明性の観点から「利用実績」に基づいた精算方法が望ましい
- ・各府県の負担に配慮しつつ、飛行1回当たり「利用単価」を統一する方向で検討

第5章：災害時における広域医療体制の整備・充実

1 災害時における医療支援活動

- ・災害の「種別」、「規模」に応じた医療支援活動（広域連合の役割）を整理

i 列車や航空機事故などの「大規模事故」

ii 台風や風水害による「局地的な災害」

iii 三連動地震など「大規模広域災害」

- ・災害発生時の初動シナリオを作成、今後、具体の「連携マニュアル」を整備

2 管内ドクターヘリの運航のあり方

- ・「被災地支援」と「管内救急医療体制の確保」の両課題に対応するため、広域連合が定める運用方針に基づき管内ドクターヘリの運航調整を行う
- ・管内ドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的に行うため、平常時は各基地病院に設置している「運航調整機能」の集約化を行う

3 受援体制の確立

- ・全国のドクターヘリ等の参集拠点として、また、広域医療搬送や域内搬送拠点の役割を担う「医療搬送拠点」の確保
- ・「超急性期」から「急性期・慢性期」医療への円滑な移行、医療資源の適正配置を行うため、被災地医療を統括・調整する「災害時医療調整チーム（仮称）」を整備、相互応援体制の構築
- ・被災地医療を統括・調整するリーダー人材の養成
- ・緊急被ばく医療対策について、国の動向を踏まえ「広域防災局」とも連携を図りながら今後検討

4 薬剤、医療資機材の確保

5 災害医療訓練の継続的な実施

第6章：計画の進行管理と見直し

1 関係機関との連携・協力

- 構成府県や関係機関等との連携・協力のもと、広域救急医療連携の充実・強化と計画の推進に努める

2 進行管理と見直し

- 第三者機関である「計画推進委員会（仮称）」の設置を行い、計画の達成状況について、「客観的な評価」をいただき、毎年度計画の改善見直しを行う